

| 課長 | 課長補佐 | グループ長 | 課 僚 | 担 当 |
|----|------|-------|-----|-----|
| | | | | |

磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月17日（月）午後2時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室

3 出席委員 1番 白澤 祐一 2番 松野 恒男
 4番 赤塚 高石 6番 安田 博俊
 7番 伊藤 真人 8番 大箸千賀子 9番 榊原 茂
 10番 鈴木 敏一 11番 河島 直明 12番 田中 昌孝
 13番 平井 俊治 14番 新村 隆
 16番 鈴木 康司 17番 粟倉 高利 18番 石野 計美
 19番 竹森 公彦

4 欠席委員 3番 鈴木 浩孝 5番 岸間 千乃 15番 稲垣 明久

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の氏名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
 議案第4号 農業用施設証明について
 議案第5号 特定農地貸付けの承認について
 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第4号 買受適格証明願について
 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について（競売）
 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 水野主査 寺田主事 岩瀬主事

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから4月定例会を開会いたします。在任委員19名中16名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番 鈴木 敏一委員、11番 河島 直明委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書14ページの整理番号9番の転用目的が「[REDACTED]」になっておりますが、「[REDACTED]」に訂正をお願いします。

訂正是以上でございます。申し訳ございませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩井 [REDACTED]、譲受人は、岩井 [REDACTED]、自作地 [REDACTED]、借入地 [REDACTED] です。

譲受人は、[REDACTED]を中心に行う専業農家です。自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「岩井 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩井 [REDACTED]、譲受人は、向笠竹之内 [REDACTED]、自作地 [REDACTED]、借入地 [REDACTED] です。

譲受人は、[REDACTED]を中心に行う認定農業者です。自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書3ページをご覧ください。

整理番号3番、福田地区、申請地「豊浜 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED] です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、浜松市 [REDACTED]、譲受人は、豊浜 [REDACTED]
[REDACTED] です。

譲受人は、[REDACTED]を中心に行う新規就農者です。自宅近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

[REDACTED])

3番については下限面積が撤廃になった案件だと思いますが、下限面積撤廃について説明をお願いします。

事務局)

4月1日から法改正で下限面積というものが撤廃されます。法改正前は、磐田市では30aの下限面積を設定しておりましたが、法改正によって下限面積が撤廃され、農業経営面積が0m²からでも要件を満たしていれば、農地法3条の手続きが可能になります。

[REDACTED] 委員)

3番については親子間だと思うが、親から子どもに所有権を移転する際、下限面積はなかったと思います。また売買と聞いていましたが、贈与ですか。

事務局)

一般的に相続以外の所有権移転は、農地法3条の許可申請の案件になり、改正前は住居及び生計を一にする親族や別の世帯の場合でも、下限面積の要件がありました。3番については贈与の案件です。

質問等もないようですので、採決を取ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めるます。

議案書3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、豊田地区、申請地「東名■」、地目畠、面積■、宅地■併用です。

申請人は、東名■、転用目的は、自己用住宅■棟■です。都市計画法の「やむを得ない敷地の拡大」の許可地です。

申請人は、申請地■側に家族■人で居住していますが、老朽化している事や手狭であるため、住宅を建て替えたく、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は■を経由し、雨水とともに■側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

■委員)

やむを得ない敷地の拡張は簡単に出来てしまうのか。既存の敷地では狭いため、敷地を拡張するのか。

事 務 局)

都市計画法の「やむを得ない敷地の拡大」の要件と1種農地の不許可例外規定「集落のにじみ出し」の要件を満たしていないければ、転用はできません。おっしゃる通り、家族■人では手狭であるため、敷地を拡張する計画です。

■委員)

図面を見るとかなり詳細に建築の関係が載っていますが、これは既存の建物の修正の申請ではないですよね。新たに建て直すということですか。

事 務 局)

新たに建て直す計画です。

ほかに質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。

それでは、事務局から説明を求めます。

議案書4ページをご覧ください。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、見付 [REDACTED]、使用借人は、[REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、分家住宅 [棟] [REDACTED]です。都市計画法の「農家分家等の自己用専用住宅の敷地面積の特例措置」の許可地です。

申請人は、市内のアパートに居住していますが、[REDACTED]に自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は [REDACTED] を経由し、雨水とともに [REDACTED] 側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

整理番号2番と3番は、同じ申請人、転用目的の案件ですので、併せて説明させていただきます。

整理番号2番の申請地「匂坂中 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]、3番の申請地は「匂坂中 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]、宅地 [REDACTED] 併用、公衆用道路 [REDACTED] 併用です。2番は賃貸借による権利設定の案件、3番は売買による所有権移転の案件です。

整理番号2番の賃貸人は、匂坂中 [REDACTED]、3番の譲渡人は、富里 [REDACTED]
[REDACTED]、譲受人及び賃借人は、匂坂中 [REDACTED]、転用目的は、工場 [棟] [REDACTED]、その他付帯建築物 [式] [REDACTED]、調整池 [REDACTED]、緑地 [REDACTED]、駐車場 [REDACTED]です。

申請人は、市内に本店住所を置き、[REDACTED] を営む法人です。販売エリアの拡大の効果により新規顧客が増加し生産量が多くなり、その需要に対応すべく工場の増設が急務となっているため、土地所有者に相談したところ、当地を貸して、また、譲ってもらえることになり、申請するものです。

工場の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。宅内側溝、調整池を設け、最終的に [REDACTED]
[REDACTED] に放流すること、雑排水は工場排水管を経由し [REDACTED] の工場排水処理施設にて処理することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号4番、東部地区、申請地「西貝塚 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、西貝塚 [REDACTED]、使用借人は、西貝塚 [REDACTED]、転用目的は、農業用倉庫 [棟] [REDACTED]です。

申請人は、[REDACTED]を中心に営農をしておりますが、[REDACTED]周辺に農機具、肥料、薬品置場等の倉庫が必要となり、申請するものです。

倉庫の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は敷地内の [REDACTED] 水路、[側]水路、[側]道路側溝に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたいただいております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当る、農業用施設用地に供するものであることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号5番、福田地区、申請地「蛭池 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、見付 [REDACTED]、譲受人は、袋井市 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、社会福祉施設 [棟] [REDACTED]、普通車 [台]分の駐車場、倉庫 [棟] [REDACTED]、自転車置場 [棟] [REDACTED]、調整池 [REDACTED]、緑地 [REDACTED]です。

申請人は、市外に本店住所を置き、[REDACTED]を営む社会福祉法人です。申請人は、既存施設の老朽化に伴い建て替えを計画しましたが、現在の敷地は借地であり狭小のため施設の移転先を確保したく、適地を探しており、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は調整池に貯水後、[側]水路に制限放流、雑排水は公共下水道に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、収用対象事業に該当し、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断致します。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地「小中瀬 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、小中瀬 [REDACTED]、使用借人は、松本 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、分家住宅 [棟] [REDACTED]です。都市計画法の「農家分家等の自己用専用住宅の敷地面積の特例措置」の許可地です。

申請人は、市内の借家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となり、自己用住宅を持ちたく、[REDACTED]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側にコンクリートブロック設置、生活排水は [REDACTED] へ接続し、雨水は [側]道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号7番、豊田地区、申請地は「下本郷 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、愛知県 [REDACTED]、譲受人は、下本郷 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の [REDACTED] 駐車場で、アスファルト舗装敷です。

申請人は、申請地 [REDACTED] 側隣接地にて運営している宗教法人です。申請人は、繁忙期には参拝者が集中し駐車場不足が深刻になっており、駐車場用地を確保したく、申請するものです。

駐車場の規模等、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、[REDACTED] 側水路に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号8番、豊田地区、申請地は「下本郷 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、墓地 [REDACTED]併用です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、下本郷 [REDACTED]、譲受人は、下本郷 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、墓地敷地です。

申請人は、整理番号7番と同じです。[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、申請するものです。

墓地の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は [REDACTED] 側溝に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊岡地区、申請地「下野部 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上野部 [REDACTED]、譲受人は、京都市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、[REDACTED] w太陽光パネル [REDACTED] 枚を設置し、発電能力 [REDACTED] kw、設置面積 [REDACTED] の太陽光発電施設です。

申請人は、京都府に本店住所を置き、[REDACTED] を営む法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は地下浸透及び [REDACTED] 側排水路に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。透水性防草シートを張り除草対策をしますが、[REDACTED] に委託し、年4回程度除草作業を行う計画です。

立地基準は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号10番、豊岡地区、申請地「合代島 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]

です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、見付 [REDACTED]、譲受人は、京都市 [REDACTED]
[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]w太陽光パネル [REDACTED]枚を設置し、
発電能力 [REDACTED]kw、設置面積 [REDACTED]の太陽光発電施設です。

申請人は、京都府に本店住所を置き、[REDACTED]を営む法人です。事業規模拡大のため、当地を太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は地下浸透及び[REDACTED]側排水路に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。整理番号9番と同様、[REDACTED]に委託し、除草作業を行う計画です。

立地基準は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

[REDACTED])

事前審査会のときに地元の委員から言われたのが、9番は令和[REDACTED]年[REDACTED]月に農地法3条の売買で地権者の[REDACTED]
[REDACTED]が購入しております。今回の申請は、前回の申請から[REDACTED]年経っていないことがどうなのかという話ではありましたが、内容を言いますと、平成[REDACTED]年に親戚が相続し、横浜に住んでいるため、農地管理が出来ないという話があり、令和[REDACTED]年[REDACTED]月に[REDACTED]が購入したという経緯があります。また、その畠の状態が竹林になっているため、太陽光パネルにすることは仕方がないという話は地元から出ました。10番は、申請地[REDACTED]側に畠があるので、事業者に対して、雨水が流れこまないように指導するよう事務局にお願いをしました。

議長)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

[REDACTED]委員)

5番ですが、[REDACTED]栽培を行う計画があると聞いていたがどうなったか。

事務局)

事業計画の中で、今後[REDACTED]栽培を敷地内で行う計画があるということは確認しております。具体的には[REDACTED]側作業所で将来的に増築工事をするということを伺っております。

[REDACTED]委員)

[REDACTED]栽培をやるであろう作業所ですが、今回の計画には入ってないですよね。議案に記載のない[REDACTED]栽培施設は今回の計画では立てられないと思います。

事務局)

今回の計画に入っていますが、将来的に増築する計画ということです。それまでは、■■■ 福祉事業所の作業スペースでもありますので、作業を行うスペースとして利用すると認識しております。

1

栽培をやるならば、周辺農地への排水や農薬、肥料等の影響を考えていただくようお願いします。

委員)

2番と3番ですが、事業計画区域の公衆用道路は、払下げ予定地という部分だと思いますが、図面を見ると、
■側に公衆用道路が残っているように見えますが、この道路自体が使えなくなってしまうのか、これは払下げ
しないということですか。

事務局)

■側の道路につきましては、■側と■側から通路として利用できる環境が整っておりますので、特に今回の
払下げによって影響はないと考えます。

議長)

他に質問等もないようですので、採決を取ります。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業用施設証明について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書7ページをご覧ください。

議案第4号「農業用施設証明について」、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1項第1号に該当する農業用施設証明願が、次のとおり提出されたので審議を求める。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会会长 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、願出地「向笠竹之内 [REDACTED]」の一部、地目畠、面積 [REDACTED] ha、合計面積 [REDACTED] ha、宅地 [REDACTED] 併用です。願出人は、向笠竹之内 [REDACTED]、転用目的は、農業用倉庫 [REDACTED] 棟 [REDACTED] m²です。

願出人は、**（記入欄）**の農業機械の保管スペースを確保したく申請するものです。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

倉庫の規模、配置計画は適当と思えること。雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は、軽微と考え、承認相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、豊岡地区、願出地「松之木島 []」の一部、地目畠、面積 [] です。願出人は、松之木島 []、転用目的は、農業用倉庫 [] 棟 [] です。

願出人は、収穫作物選別及び保管のため、農業用倉庫を建築したく申請するものです。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたいただいております。

倉庫の規模、配置計画は適當と思えること。雨水は[側水路]に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と考え、承認相当と判断いたします。

次に、整理番号3番、豊岡地区、願出地「敷地[]」の一部、地目畠、面積[]です。

願出人は、敷地[]、転用目的は、農業用倉庫[棟]です。

願出人は、申請地[側]に居住し、[]の栽培をしておりますが、選別及び[]加工、保管スペースを確保したく申請するものです。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたいただいております。

倉庫の規模、配置計画は適當と思えること。雨水は[側溝]に放流することから、周辺農地への影響は、軽微と考え、承認相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

他に質問もないようですので、採決を取ります。議案第4号「農業用施設証明について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「特定農地貸付けの承認について」を議案として上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局)

議案書8ページをご覧ください。

議案第5号、「特定農地貸付けの承認について」、このことについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付けについて、次のとおり申請があつたので承認を求める。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

西南地区、整理番号1番、申請地「下岡田[]」、地目畠、面積[]、合計面積[]です。
実施主体は、長須賀[]、施設の内容は、市民農園[]区画、1区画平均[]、開設予定日は令和[]年[]月[]日です。この案件は、既に農地所有者自らが市民農園を開設しておりましたが、代表者が[]のため、代表者を変更する手続きです。

承認申請にあたり、特定農地貸付法第3条第3項により、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものか、募集及び選考の方法が公平かつ適正か、貸付期間・適切な利用等が特定農地貸し付けの適正かつ円滑な実施を確保するのに有効か、以上の点について、貸付規定及び貸付協定を審査したところ、先の

要件に該当することから承認出来るものと判断致します。

なお、同法第4条により、特定農地貸付の用に供するため農地の権利を取得する場合に限り、農地法第3条は適用しないこととなっています。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は举手願います。

[委員)

利用者の駐車場がない状況です。借りていらっしゃる皆さん、歩いてくることは少ないです。特定農地貸付法では駐車場を整備できないと確認しているので、そうした場合の駐車場確保をお願いしたいと思います。

また、市内には市民農園が他にもありますが、同様に駐車場がない状況ですか。

事 務 局)

現状は[側]の道路に[]をしてしまっている状況です。そちらにつきましては開設予定者[]とお話をさせていただき、今後、駐車場用地が必要であるという認識おりました。そのため、別の場所に駐車場を検討していただくよう促しております。

特定農地貸付法と市民農園整備促進法というものがありまして、市民農園整備促進法ではその敷地内に駐車場を設置できます。一方で、特定農地貸付法では、別の駐車場を確保するなどして運営しております。

[委員)

市民農園は何か所ありますか。

事 務 局)

市内 15 か所です。

会 長)

農業者が[]をしていると、結構言われることがあり、市民農園も同様のことが考えられ、今後は駐車場の確保をして市民農園の開設をしていただきたいと思います。

他に質問等も無いようですので、採決を取ります。議案第5号「特定農地貸付けの承認について」の案件について、承認することに賛成の方は举手願います。

(全員举手)

全会一致ですので、承認することに決定致します。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第1号から報告第6号までを一括して事務局から報告願います。

事 務 局)

議案書9ページから10ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、竜洋地区、届出地「飛平松 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED]です。被相続人は、浜松市 [REDACTED]、相続人は、浜松市 [REDACTED] [REDACTED] を含め [REDACTED] 件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書11ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、竜洋地区、届出地「千手堂 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] です。届出者は、千手堂 [REDACTED]、転用目的は [REDACTED]、計 [REDACTED] 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページから14ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、浜松市 [REDACTED]、譲受人は、下本郷 [REDACTED] [REDACTED] 、転用目的は、自己用住宅を含め、所有権移転の案件 [REDACTED] 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書15ページをご覧ください。

報告第4号「買受適格証明願について」、このことについて、農地の競売に参加するため買受適格証明願の提出が次のとおりあり、規定に基づき証明したので報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、福田地区、届出地「福田 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] です。願出人は、浜松市 [REDACTED] [REDACTED] 、転用目的は [REDACTED] [REDACTED] 、計 [REDACTED] 件の証明願を受理しましたので、報告いたします。

議案書16ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について（競売）」、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価落札人となり、転用届出書の提出がされ、当該証明書の交付時と事情が異なっているこ

とが認められないので受理したことを報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、福田地区、届出地「福田 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED] 、合計面積 [REDACTED] です。願出人は、浜松市 [REDACTED] 、転用目的は [REDACTED] 、計 [REDACTED] 件の証明願を受理しましたので、報告いたします。

議案書17ページから19ページをご覧ください。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があつたので、次のとおり報告する。

令和5年4月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「笠梅 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] 、合計面積 [REDACTED] です。賃貸人は、笠梅 [REDACTED] 、賃借人は、袋井市 [REDACTED] 、自作へ切り替えるためを含め、計 [REDACTED] 件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第1号から報告第6号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通して、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了(午後2時5分)

協議事項

なし

報告事項

[REDACTED])

[REDACTED]組合では、田の砂利採取は今後一切やりませんというような記事が出ておりましたが、農地法の一時転用で土地改良区の意見書が出ない場合はどうなりますか。

事 務 局)

意見書は法定添付書類であり、意見を得られない場合には、その事由を記載した書面を意見書の代わりに提出してもらうなどの対応が考えられますが、非常に厳しい審査になると想定されます。

[REDACTED](委員)

砂利採取後の農地の収量は砂利採取前よりも落ちてしまうため、行政の支援がないとつらいと感じます。

[])

農地にとって砂利というのは需要があつて大切なものだとは思います。そうした中、農地復元等を考えた場合に、本当に優良な農地にできるようにしていただきたいです。土木事務所とも情報共有をしていただいて、農地に戻すときに厳しく指導するなど検討していただければ助かります。

事務局)

以前、[] 土木事務所と協議した際には、農地復元は農地法で確認することであつて、砂利採取法では農地復元についての基準はないものですから、優良農地に戻すという農地法の立場で指導等を行っていきたいと考えております。

連絡事項

なし

終了（午後3時20分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人